

勞資爭議の爲め町内一般に金融不圓滑を來し損處なく實質共現金に御承知相成り度く候

昭和二年十月

野田實業會

各位

又、十月二十八日には、突如前組合長なる青木源四郎氏の債權を譲り受けたる遠島哲男氏より假差押の執行を受け、爲めに爭議團内部に動搖を來さんとしたるが如き事件あり。是等の事實は相俟つて爭議團殊に購買組合にまつて不尠打撃を與へたのであつた。然し組合は凡ゆる障礙を打開しつゝ消費組合としての立場を嚴守し、所謂勞働組合共倒れざるが如きこみなき様努めた。故に其後も爭議が持久戦に入つて益々深刻化して來たけれども、消費組合の態度は變りなく平靜を持してゐた。本年二月十日役員會を開催し、配給品目の種類を更に之を減じて僅かに左の四種品目に限定した。

米、炭、味噌、醬油

そして他の物品に對しては悉く現金賣に於て分配するこゝとしたのである。

爭議中の一日の配給額は平均五百圓、即ち一ヶ月一千五百圓位。其の内にて白米の一日の配給量は、爭議發生當初に於て三十俵、本年四月中旬頃に於て二十俵、平均二十五俵内外であつた。爾後是等の配給代金は、爭議發生後徴收全く不能となり、此れが概算約八萬五千圓と言はれて居る。

四月二十日爭議解決するや此の未收代金は勞働組合を経て解雇手當金より全部回收せられた。然しながら其後に於ける

購買組合の組合員数は、多大の影響を受けて爭議前の約半數に減少した模様である。斯くして本消費組合が總同盟に於ける否全國を通じて勞働者自治の消費組合中其の組合員數に於て又其の經營方法に於て第一位に座して居つた時代は、最早昔日の夢を變つたのである。今後如何なる方法により如何なる方面に於て其の勢力を挽回するであらうか、頗る注目し値する。

惟ふに此の爭議が比較的よく統制されかくも長く持久戦を繼續し得た事は、此の消費組合の活動が與つて力ありしことである。故に吾々は更に之を大正十四年末の共同印刷會社の爭議に於ける消費組合、博文館、共働社の活動に彼我相照して、共に勞働爭議消費組合、従つて勞働組合消費組合との提携の重要性、勞働組合にまつて一を認めざるを得ない。

故に是等の尊い經驗は、今後の勞働運動者に對し消費組合設立の緊急且重要なことを益々痛切に感ぜしめることと思ふのである。